

令和6年第12回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 令和6年12月18日(水)
午後2時50分～午後4時20分

2. 開催場所 柏原市教育委員会 会議室

3. 出席した委員
教育長 新子 寿一
教育長職務代理 田中 保和
教育委員 西村 弥生子
教育委員 太田 貴之
教育委員 田辺 恵美

4. 出席した職員
教育部長 桐藤 英樹
教育監 安田 典子
教育総務課長 稲山 佳史
指導課長 小室 吉昭
事務局教育総務課 塩谷 行由

5. 議事案件
議案第26号 柏原市教育委員会規則の制定について
議案第27号 柏原市学校教育基本目標ならびに重点目標の一部改正について
議案第28号 令和6年度中学生チャレンジテスト(3年生)の結果の公表内容について

6. 報告事項

7. 会議録の承認及び会議の要旨

新子教育長：定刻より少し早いですが、お揃いでございますので、令和6年第12回定例教育委員会会議を開会します。今回より新たに田辺委員が柏原市の教育委員に就任されました。田辺委員、ご挨拶をお願いいたします。

田辺委員：(就任のご挨拶)

新子教育長：今後ともよろしくをお願いいたします。さて、本日の会議録署名委員は、田中委員をお願いいたします。次に、事前に送付させていただいております会議録につきまして、ご意見等ございませんか。

委員全員：なし。

新子教育長：それでは、会議録は承認することにいたします。本日の議事に入ってまいります。本日の議事案件は3件です。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、議案の審議に入ってまいります。議案第26号について、教育総務課稲山次長より説明をお願いします。

稲山次長：議案第26号柏原市教育委員会規則の制定についてご説明いたします。柏原市では、12月議会におきまして「柏原市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」の制定が上程されました。これは、条例等に基づく手続等について、デジタルでできるよう条例上の整備を行うもので、令和7年1月1日施行に向けて審議されるものです。

ただ、この条例は市長部局について定められるものですので、教育委員会事務局が同様の事務の取扱いをするためには、教育委員会におきまして「市の規則の例による」という趣旨の規程が必要となりますことから、その規程を定めることについて、お諮りするところ です。

まず、市条例案をご説明させていただきます。資料①が概要、資料②が条例案となっております。はじめに、条例を制定する目的でございます。本市における申請、届出、通知等多くの行政手続きに関しましては、現状、書面等で行うことが前提となっておりますが、近年、デジタル化が進展している社会情勢にあつて、自治体DXの推進が求められております。そこで、本市におきましても、情報通信技術を利用する方法、すなわち手続き等のオンライン化、電子化等を行うことができるようにするために必要な事項を定めることにより、関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とするものでございます。

続きまして、条例の主な内容でございます。まず、第1条でただ今ご説明申し上げました目的、第2条で用語の定義を定めております。そして、第3条以下では、現在施行されている条例において書面等による手続きが必要とされている場合であっても、対面により本人確認が必要な場合等情報通信技術を利用する方法により実施することが困難もしくは著しく不相当と認められる部分がある場合を除き、オンラインによる手続き等を可能とし、また書面等を電子化することを可能とする旨を規定しております。また、手続き等にかかる手数料等の納付につきましても、キャッシュレスによる納付を可能とする旨を規定しております。

さらに、住民票の写し等の添付書面等を必要としている手続きにおきましても、マイナンバーカード等で必要な情報を入手・参照できる場合は、添付書面等の提出を省略できる旨を規定しております。なお、附則におきまして、この条例の施行期日を、令和7年1月1日からとしております。つづきまして、議案書の教育委員会の規則案をご覧ください。こちらの条文中にありますように、「条例規則の例による」と定めることで、委員会の事務取扱におきましても、市と同じ取り扱いとなるようになっておりますので、このように規則を定めることにつきまして、ご了承いただきますよう、お願いいたします。説明は以上です。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

新子教育長：ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

委員全員：なし。

新子教育長：ないようでございますので、議案第26号について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員：異議なし。

新子教育長：それでは、議案第26号柏原市教育委員会規則の制定については、原案どおり承認することにいたします。つづきまして、議案第27号につきまして、指導課小室課長よりお願いします。

小室課長：議案第27号柏原市学校教育基本目標ならびに重点目標の一部改正について、指導課より説明させていただきます。今回の改訂についてですが、令和5年に大阪府の指導・助言事項が大きく変更されたことをうけ、本市でも令和5年に構成を大きく修正しております。令和7年度については、構成は変えずに文言を変えております。資料につきまして、委員の皆様には、事前に教育総務課より送らせていただいておりますが、送付後に誤字脱字、また漢字をひらがなに統一した部分がございます。内容の大きな変更はございません。それでは、ご説明いたします。

まず1、2ページにつきましては、昨年度の表現を踏襲しつつ前半部分を令和7年の社会情勢に合わせたものを書き直しをしております。文科省が提言する、2040年以降の社会を見据えた文言としています。2ページ中段には、不登校が増えている現状を踏まえ、「すべての児童・生徒に学びの場を確保する観点に立って、不登校が生じにくい環境を学校で整える」という文言を追加しています。また、支援教育についても「個別の教育支援計画、指導計画に基づいた」という文言を追記し、改めて、個別の教育支援計画を活用するように明記しました。また、最終段では、この基本目標の位置づけを改めて示し、学校園力向上を図ることを明示しております。

3ページは変更はございません。4ページは幼小中一貫教育の充実にあたり幼小接続期の充実を追記しております。

5ページの外国語教育取り組みでは、外枠を消し、府の加配教員が配置されていますことから幼小中一貫教育推進教員を活用した英語力向上を削除しています。

6ページからの【各学校園の取組】につきましては、文科省の通知にありましたように授業時数の大幅に上回ることはないよう配慮するよう明記しております。確かな学力の育成では、8ページ、(6)家庭学習の充実の項で、③を追記しております。

9ページの道徳教育の充実は、令和7年の実態に合ったものに変更いたしました。読書活動の推進では、図書館の3つの役割を追記し、子どもの読書活動の意義を明記しました。9ページから10ページの健やかな身体の育成については、②に「発達段階に応じて計画的に活性化について」を追記しています。

10ページの支援教育については、②通常の学級で「ユニバーサルデザインの視点」を取り入れるよう追加しました。生徒指導については、様々な事象が起きている中、記録が重要になってきています。日々の情報共有がうまくいっている学校は、校務支援システムを上手く活用しています。そこで、一番下段に「校務支援システム等を活用して記録を残す」という文言を追加しています。また、組織として対応に当たるよう「チーム学校と同僚性」という文言を追加しています。

11ページの不登校については、不登校の低年齢化が進んでいる背景から「幼稚園、小・中学校間で連携しながら」という文言を追記しております。児童虐待、ヤングケアラーへの対応では、スクールソーシャルワーカーの活用と、守秘義務を徹底する文言を追記しております。

12ページの進路指導では、無償化に伴い④で情報提供を行うよう追記しています。

13ページの防災教育では、自助の観点だけでなく共助の観点を入れております。また、部活動については、昨今の文部科学省の話し合い等の結果を受け、「地域展開」という文言に変えております。

教職の資質向上においては、昨年度より、本市で活用を推進している指導教諭の活用を14ページ③に追加しています。同じく14ページ、支援教育の部分で、個別の教育支援計画・指導計画に基づくようこちらにも明記しております。体罰、ハラスメント等については、学務課と連携し、チェックリストやワークシートを活用した研修を実施したり、組織的、計画的に取り組む旨を追加しております。

15、16ページについては変更ございません。17ページの支援教育では、繰り返しのようになりますが(3)個別の教育支援計画および指導計画の策定・活用を追記しております。

18ページの「幼児教育を推進するために」では、文科省から通知が出てますとおり、幼児教育の重要性が謳われておりますので、それを反映した形に大きく変更いたしました。

19ページの「学校園運営を見直して校務の効率化を図るために」では、学務課と連携し、具体的施策として、(1)で教職員の勤務時間の客観的な計測と(7)で多様な人材活用(スクールサポートスタッフ)を追記しております。

20、21ページの人権教育方針は変更ございません。

22ページでは「インクルーシブ教育システム」の説明をまとめました。6では「また～」以降、前回の項目7と統合し、教職員の「専門性の向上に努める」との文言を追加しております。今年度、学校だけでは対応が難しいケースについて、支援学校の支援を受けています。その活用が進むように8を追加いたしました。

24ページから27ページでは修正ございません。私からの説明は以上でございます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

新子教育長：ご質問、ご意見等ございましたらお願ひいたします。

太田委員：8ページ、家庭学習の充実の中の③で「主体的に学ぶ姿勢」という言葉が出てきます。チャレンジテスト結果の結果概要にもご家庭にお願ひすることとして「主体的な学びへの支援」といった言葉が出てきていますが、教育委員会としては、主体的な学びとは具体的にどのようなものをイメージしていますか。

また、部活動の活性化という言葉も出てきますが、一方では地域展開を進めて、一方で部活動も活性化してとなると、どうも中途半端になっているのではないかなど。学校が決めることではありますが、学校によっては休みの日もほぼ練習がない。冬休みは1日も練習がない部活動があったりもしますが、教職員の働き方改革もあるので教育委員会としてはそれぐらいでも仕方がないとお考えなのか。そのあたりを今の流れとあわせて教えてもらえますか。

小室課長：我々としては地域移行として動いていましたが、府の温度感も変わってきておりまして、今は地域展開となっており、学校から切り離すものではないといった立ち位置に変わってきております。本市においてはどちらかに振り切ってしまうと戻すのが大変になってしまうので、様子見している現状です。地域展開するにも自己負担の発生や連絡体制の確立等、問題もかなり多いと認識しております。クラブ活動の活性化という言い回しについてはもう一度検討します。

安田教育監：今までとは活性化できた時のゴールが違っていると考えておりますので、どういったことがゴールになるのかを明記し、誤解を与えないように配慮いたします。また、主体的な学びについてですが、宿題とかではなくて、自分の興味のあること、やりたいことについて自主的に学習するといったことを想定しています。

小室課長：確かに我々は教育の人間ですので、主体的な学びというと今教育監が言われたようなことが浮かびますが、保護者目線では想像しにくいかもしれません。

田辺委員：堅下南小学校ですと自主学習が毎週出ますが、ノートになんでもいいから自分の興味のあることを入れてきなさいといった課題が出ます。まあ、子どもがそう言っているだけで先生が何と言っているのかは分かりませんが。そうすると、低学年の子どもはノートにポケモンの名前を全部書いていたり、もう少し大きくなると歴代の総理大臣の名前を全部書いたりします。同じ名前の総理大臣名を何度も書くことになりまして、それが自主学習に繋がっていないとは言いませんが、果たして効果はあるのかなどという疑問はあります。

ものによっては先生が気づきを与えてくれることもありますので、例えば昆虫のこんな折り紙があったよとか、こんな本があるよとか教えていただいて、それに食いつく子どもはちゃんと自主学習に繋がっていくと思いますが、正直なところ、金曜の夜からサッカーの合宿にあって日曜に帰ってくるような子どもに自主学習をしろといっても難しいのではないかと思います。今週のテーマは国語だとか、主体的の中にも指導を入れていただく方が保護者としては助かるなど感じる場所です。低学年になればなるほど自分で掴み取る力がまだないので、特にそう感じます。

小室課長：おっしゃるとおりだと思います。国の方でも個別最適な学びを進めており、同じクラスの中でも違う勉強をしているといったかたちを最終目標としているようですが、現場としては色々思うところはあります。

太田委員：例示ができるといいですね。良いか悪いかはありますが、例えばテストの点数がよかったら何か買ってあげるといったような。

小室課長：それについては難しいところですね。家庭学習に対して学校が指示をしてもいいのかという問題があります。家庭の状況によってはそれが可能であったり不可能であったりすると思いますので。

太田委員：保護者に家庭学習や主体的な学びの支援をしてくださいと言うのであれば、何か具体的なものが欲しいですね。

田辺委員：保護者が新たな気づきを与えることは難しいと思いますが、子どもに寄り添った姿勢を求めることはできるのではないのでしょうか。

太田委員：そうですね。そうすると、具体的には家庭学習の時間確保とそのための支援を家庭に協力を依頼することになりそうですね。

小室課長：ありがとうございます。そのようにいたします。

西村委員：13ページに訪問型家庭教育支援という文言がありますが、こちらは今もされているのでしょうか。

小室課長：こちらについては指導課ではなく、福祉部門が担当になっていますので、内容は後で確認しておきます。

新子教育長：他にご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

委員全員：なし。

新子教育長：ないようでございますので、議案第27号について、一部修正の上、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員：異議なし。

新子教育長：それでは、議案第27号柏原市学校教育基本目標ならびに重点目標の一部改正については、一部修正の上、原案どおり承認することにいたします。つづきまして、議案第28号につきまして、指導課小室課長よりお願いします。

小室課長：議案第28号令和6年度中学生チャレンジテスト（3年生）の結果の公表内容について指導課よりご説明申し上げます。別添の冊子をご覧ください。それでは説明に移らせていただきます。まず資料についてですが、全国学力状況調査と同様に、A4横の「結果概要」とこれまでのように詳細を記した冊子を「結果に関する参考資料」として作成しました。市民に向けて公開することを前提に考えた場合、よりシンプルでわかりやすいものをとの意図で作成しております。なお、「結果に関する参考資料」は、概要版の下に記したQRコードやリンクから見られるようにいたします。

それでは、まず概要版を使って説明いたします。調査目的及び調査対象学年はこれまでと変わりはありません。各教科の平均正答率といたしましては、大阪府と比較し、国語は、2.4点上回りました。同一集団の経年変化では、国語は継続的に府を上回り、理科と社会は、選択問題がありますので、参考程度になりますが、学年が上がるごとに

下降している傾向があります。同一学年の変化では、いずれの教科においても令和5年度より向上しています。

右に参りまして、生徒アンケートでは、強みと課題を載せております。強みとしては「学級の雰囲気、他者との協働、挑戦心等において、肯定的な姿勢をもっている。」「大事な部分や要点を意識して文章や資料等を読み取ろうとしている。」「短時間であっても日常的に読書をする機会がある。」といったものがあり、課題としては、「授業中にタブレット端末を活用して協働的に学ぶ機会が少ない。」「日常的にスマートフォン等をゲーム・SNS等に使う時間が長い。」といったものがあります。ただし、2年次よりは改善しています。

その下には特徴的な質問項目をいくつか挙げております。やはり、一番下の授業中のタブレットの活用に関する質問については、「週1回以上」が半分を切っており、引き続き課題となっています。一番下は、結果概要になります。

続いて参考資料をご覧ください。1ページは概要版で説明した内容になります。2から4ページをご覧ください。各教科の設問別結果になります。国語では、いずれの領域・区分でも得点率は府を上回っています。一番結果が良くなかった英語では、特に「読むこと」「書くこと」の領域や「記述式」の問題に課題が見られます。

5、6ページは強みや課題の見られる問題について掲載しています。6ページ、英語の項目では、スピーチ原稿やグラフの情報から話の概要を捉え、内容の要点を適切に把握することに課題が見られます。

7ページからは生徒アンケートの結果になります。標記の見方についてご説明いたします。質問番号が塗りつぶされているものは、教科の平均点との相関関係が指摘されている項目になります。右端は、大阪府との比較、肯定的回答の割合、2年次との比較になります。表の見方ですが、府との比較では、+10ポイントが◎、+5ポイントが○、-5ポイントが▽、-10ポイントが▼になりますので、質問番号4では10ポイント以上下回っているという結果になります。また、肯定的回答については、90%以上を◎、80%以上を○、50%未満を▽、20%未満を▼になりますので、質問7は90%以上の肯定的回答という結果になります。そして、最後に昨年調査との比較では、+5ポイントを○、-5ポイントを▽で示しております。▽が多いですが、5ポイント以上の上昇がないだけで、項目数で見ると、半分である6項目が上昇しています。

8、9ページは詳しい結果になっています。概要版で説明しましたが、問4については、府よりも低い結果となっています。

教育委員会としましては、本結果からわかることを学力向上推進委員会等を通して、学校に周知し、学力向上の取組みを進めてまいります。報告は以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

新子教育長：ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

太田委員：学級の雰囲気がよいのは柏原市の強みですね。読書についても府平均より高い結果になっていますが、結果概要には「短時間であっても」との文言があるので、こう書くとマイナスイメージになってしまうように感じます。

また、問4は結果が低くなっていますが、設問自体がどうなのかなと思います。授業中にタブレットを使って学級の友だちと意見を交換するタイミングがある授業って果たしてあるのかなと思いました。ですので、設問にまともに回答すると低い結果になってしまうのではないかなと思いました。

小室課長：実際の学校現場では、授業中に子どもたちがタブレットに意見を入力してそれを先生と一緒に班ごとに見ていくといった授業は私も見たことがあります。

田辺委員：その方法を子どもたちは意見交換だと捉えていない可能性はありますね。

小室課長：そうですね。設問の表現方法については今後検討いたします。

西村委員：問3の思考ツールを使って自分の考えを整理したりまとめたりする場面があるとの設問があり、この部分はタブレットが一番得意とするところだと思いますが、ここは結果がよくなっているので、タブレットの活用ができていないということではないと思います。

小室課長：そうですね。ありがとうございます。

新子教育長：他にご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

委員全員：なし。

新子教育長：ないようでございますので、議案第28号について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員：異議なし。

新子教育長：それでは、議案第28号令和6年度中学生チャレンジテスト（3年生）の結果の公表内容については、原案どおり承認することにいたします。本日の議事案件は以上です。

（西村委員より保護者お悩みアンケート結果について報告）

以上で第12回定例教育委員会会議を閉会いたします。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

柏原市教育委員